

趣旨

- 東京都における持続可能な死因究明体制の推進(令和元年9月)において、多摩地域における検案精度の向上に向けた方向性として、「都が大学のCT設置を支援するとともに、CT撮影費用等大学の費用負担を考慮しつつ、CT利用を促す方策について検討し、読影方法など各大学との連携の中で監察医務院がこれまで蓄積してきた技術の共有を図っていく」と示された。
- 監察医務院においては、解剖前に全例CT撮影を実施しており、また、警視庁においても、司法解剖等の場において、CT撮影が実施されている。
- 今後、多摩・島しょ地域においても、より精度の高い死因の究明を推進するため、あらためてCTの利用促進を検討すべきではないか。

参考（昨年度実施した大学法医学教室アンケート調査結果（解剖前にCT撮影する効果））

- ・死因の予想ができるとともに、予め解剖時の検案の方向性を検討でき、効率的に解剖できる。
- ・侵襲的な解剖後や返却した御遺体等については再検査できないが、CT画像が残っていれば再度検討することができる。
- ・肺結核や新型コロナウイルス感染症等、重篤な感染症の可能性について確認ができ、解剖関係者や御遺族の感染予防や早期発見に役立つ。
- ・骨折型を評価することにより、外傷の外力の加わり方が推定し、解剖方法を検討できる。
- ・ガスの分布、空気塞栓、気胸(特に緊張性気胸)、頭蓋内病変・損傷、頸部の骨折、その他肉眼で把握できない病態等、CTでなければ把握できないものがある。
- ・銃創や刺創に伴う金属片の確認。
- ・放射線源、除細動器付きペースメーカー等、危険物の確認ができる。

参考（死因究明推進基本法第15条(死因究明のための死体の科学調査の活用)）

国及び地方公共団体は、死因究明のための死体の科学調査(死因を明らかにするため死体に対して行う病理学的検査、薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断(磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置を用いて、死体の内部を撮影して死亡の原因を診断することをいう。以下この条において同じ。))その他の科学的な調査をいう。以下この条において同じ。)の有用性に鑑み、病理学的検査並びに薬物及び毒物に係る検査の実施体制の整備、死因究明に係る者の間における死亡時画像診断を活用するための連携協力体制の整備その他の死因究明のための死体の科学調査の活用を図るために必要な施策を講ずるものとする。